

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
国 家 戦 略 特 別 区 域 の 名 称		1				
特 定 事 業 の 内 容		2				
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	国 家 戦 略 特 別 区 域 担 当 大 臣 の 確 認 を 受 け た 事 業 実 施 計 画 に 記 載 さ れ る こ と と な っ た 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取 得 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	特 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	8	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	10				
	差 引 改 定 取 得 価 額 (9)－(10)	11				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額		12	円	調 整 前 法 人 税 額	21	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		13		(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)		
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額		14		当 期 税 額 基 準 額	22	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		15		$(21) \times \frac{20}{100}$		
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額		16		当 期 税 額 控 除 可 能 額	23	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		17		((20)と(22)のうち少ない金額)		
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{15}{100} + ((13)+(17)) \times \frac{8}{100}$	18		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑧」)	24	
	$((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{14}{100} + ((15)-(17)) \times \frac{7}{100}$	19		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (23)－(24)	25	
	税 額 控 除 限 度 額 (18)＋(19)	20				
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表六〔十七〕 令六・四・一以後終了事業年度分